

# 太陽光発電設備の設置に関する景観誘導について

## 1. 背景と目的

手賀沼周辺は、景観計画上、水辺景観地域に位置付けた重要な水と緑の拠点である。その景観を保全するため、阻害する要因となる広告看板や資材置場等、そして、近年設置機運が高まっている太陽光発電設備に対して一定の助言・誘導を行うことが重要となる。

そこで、「手賀沼緑道からの良好な水辺空間と田園風景の維持向上を図る」ことを目的に、良好な景観を阻害する要因への対応策についての検討を行った。この中で、広告看板については屋外広告物条例で、資材置場等については景観計画のガイドライン（P44）でそれぞれ助言・誘導を行うことが可能となっているが、現時点で太陽光発電設備についての助言・誘導を行う根拠は明記されていない。

このため、太陽光発電設備に対する助言・誘導の基準を景観計画に追加したい。

## 2. 景観計画に追加する事項（案）

### (1) 対象エリア：市内全域

太陽光発電設備の設置については、下記の項目に配慮する。

- ・パネルの反射光が周辺に影響を及ぼすことがないように配置する
- ・パネルは低反射性で目立たない仕様とする
- ・パネルの色彩は黒、濃紺等で低明度・低彩度とする
- ・附属設備は周辺と調和した色彩とし、柏市景観計画の建築物等の色彩基準に合致すること
- ・樹木の伐採は必要最小限とする
- ・外周は周辺環境にあわせ植栽等で修景する

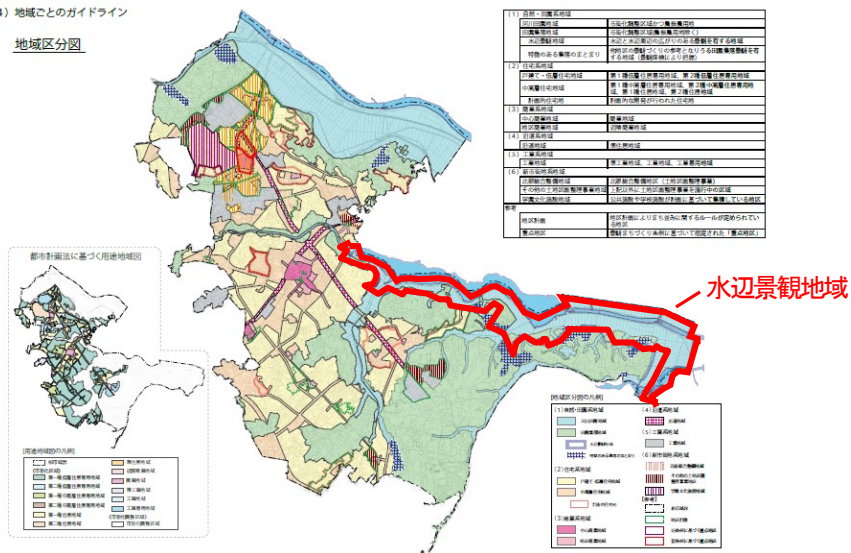
### (2) 対象エリア：水辺景観地域（県立印旛手賀自然公園区域内）

一定規模（発電量500kwまたは敷地面積5,000㎡以上）の太陽光発電設備について、水辺景観地域（県立印旛手賀自然公園区域内）は設置自粛区域とする。

また、小規模な設備を設置する場合は、外周は鋼板塀等を避け、特に周辺環境にあわせ植栽等で修景すること。

(4) 地域ごとのガイドライン

地域区分図



## 3. スケジュール

平成30年12月26日	第3回都市景観デザイン委員会
平成31年 2月 1日～15日	案の縦覧
平成31年 2月21日	第2回都市計画審議会
平成31年 4月 1日	施行（予定）